

利用者負担額の変更に伴う運営規程の変更等について

平成 30 年 8 月からの報酬改定により、現役並み所得を有する利用者については、利用者負担額が 3 割に変更になります。

各事業所において、運営規程や重要事項説明書を変更する等、適切なお対応をお願いいたします。

(この件については、国の制度改正に伴う一律の変更であることから、利用者負担割合のみの変更であれば、変更届の提出は不要です)